

年金払い退職給付～共済組合独自の年金制度～について

一般組合員の方は、全国民共通の①国民年金（基礎年金）と公務員や民間サラリーマンが加入する②厚生年金保険のほか、上乗せ部分の年金として③年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）に加入しています。

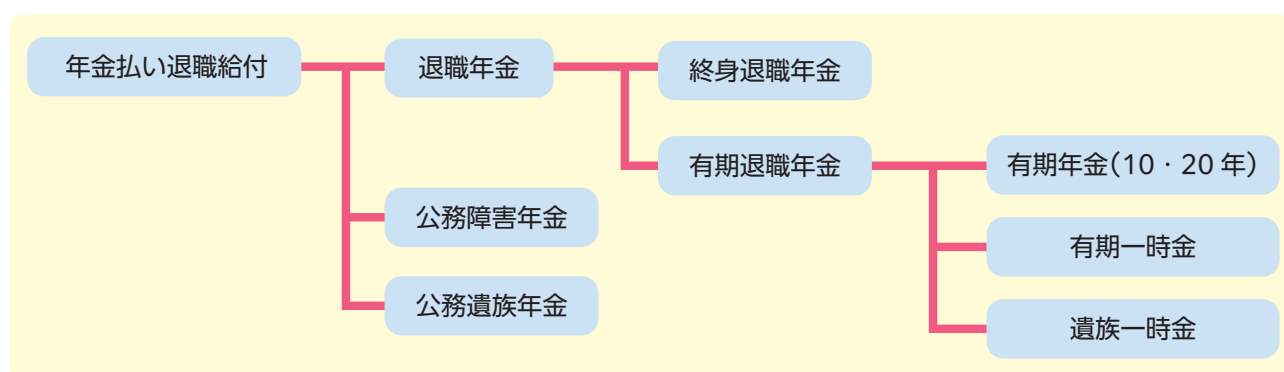
今回は、③年金払い退職給付についてご説明します。

年金払い退職給付の掛金は給与から控除されており、将来の年金給付の原資として退職まで利子とともに積み立てる「積立方式」を取っています。

なお、公務員共済の一般組合員として在職している間は、全額支給停止の対象となります。



1 年金払い退職給付の種類について



(1) 退職年金

1年以上引き続き組合員期間を有する方が、退職した後に65歳に達したとき、又は65歳以降に退職したときに請求することにより受給できます。退職時まで積み立てた給付算定基礎額(積立金と利子の累計額)の半分が終身退職年金、もう半分が有期退職年金として支給されます。有期退職年金の受給方法は請求時に選択することができます。支給開始年齢は原則65歳ですが、「繰上げ」、「繰下げ」の請求も可能です。

※組合員期間が10年未満の場合は、それぞれ半分ではなく4分の1となります。

※退職年金は繰り下げることによる増額はありません。

(2) 公務障害年金

公務(通勤災害は除く。)による病気又は負傷によって、障害等級の1級から3級までに該当する障害状態となった場合、年金払い退職給付分として、公務障害年金が支給されます。

(3) 公務遺族年金

公務傷病(通勤災害は除く。)により死亡した場合、又は公務障害年金の受給権者が当該公務障害年金の給付事由となった公務傷病により死亡した場合、遺族厚生年金に加え、公務遺族年金が支給されます。ただし、遺族一時金がある場合は、公務遺族年金と遺族一時金のどちらかを選択します。

2 退職年金の請求について

(1) 請求書の送付時期

- ① すでに退職（組合員種別変更で短期組合員となった場合も含む）しており、65歳に達する場合

▶ 65歳到達月の3か月前に公立学校共済組合本部から請求書が送付されます。

※60歳以降「繰上げ」をご希望される場合は、ご連絡をいただくことで請求書を送付いたします。

- ② 一般組合員の方が65歳以降に退職する場合

▶退職時に公立学校共済組合東京支部から請求書を送付いたします。

短期組合員の方は当共済組合の長期給付事業の対象外です。

(2) 受給方法の選択

有期退職年金の受給方法（ア 20年、イ 10年、ウ 一時金）を請求書で選択してください。一概にどれが有利であるかは言えませんので、ご自身の将来設計等によりお選びください。

※給付事由の発生から6か月経過後に請求した場合、受給方法の選択はできず、ア 20年となります。

※ウ 一時金を選択する場合は、退職金等の「源泉徴収票」が必要となる場合があります。

受取り方法

ア

有期年金(20年)

→ 終身年金

イ

有期年金
(10年)

または

→ 終身年金

ウ

一時金

または

→ 終身年金

3 退職年金の支給額について

毎年7月下旬に前年度末における「給付算定基礎額残高通知書」をお送りしていますので、支給額の目安はそちらを参考にしてください。(ねんきん定期便には掲載されておりません。)

給付算定基礎額残高通知書

前年度末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
260000	260000	582000	260000	260000	260000	300000	300000	300000	606000	300000	300000	300000
3900	3900	8730	3900	3900	3900	4500	4500	4500	9090	4500	4500	4500
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
72934.8	75324.8	73714.8	74587.8	74977.8	75367.8	75817.8	76267.8	76717.8	77626.8	78076.8	78526.8	78976.8

給付算定基礎額残高合計

※給付算定基礎額残高は、毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率(1.5%・労折折半)を乗じた額を利息とともに積み立てた額です。

〈参考〉給料等支給明細を見てください!

公的年金の保険料(掛金)は、ご自身の標準報酬月額によって決定され、毎月の給与から控除されます。なお、「厚生年金の保険料」の中には国民年金の保険料分も含まれています。

「長期」とは年金のことです

長期	厚生年金	〇〇,〇〇〇
	退職等年金	〇,〇〇〇

厚生年金の保険料

年金払い退職給付の掛金

例)東京都教職員給与システム(学校電算)の給与明細

ねんきん基礎知識



年金は「請求主義」です。

年金は、皆さまご自身が、請求の手続を行うことで、受け取ることができるものです。受け取る権利(受給権)が発生しても自動的に支給はされませんので、各実施機関から送付される「請求書」や添付書類を提出期限までに確実に提出することが大切です。

問合せ先 給付貸付課年金担当 | ☎ 03-5320-6828

共済組合からのお知らせ

公的年金の3階部分の年金制度について

